

令和4年度「たんとおあがり 京都府産」施設 認定募集実施要項

1 事業概要

病院・福祉施設、社員食堂等への京都府産農産物の供給拡大を目的として、京都府産農産物の利用や食文化等の情報発信に積極的に取り組む病院・福祉施設、給食施設を有する企業、大学、専門学校等の構内に所在する食堂、及び幼稚園、保育所等を「たんとおあがり 京都府産」施設として認定します。

2 対象施設

- 府内の病院、高齢者に係る福祉施設及び保健施設
- 府内の社員食堂を有する企業等
- 府内の大学、専門学校等の構内に所在する食堂
- 府内の幼稚園、保育所等

3 募集期間

令和4年4月28日（木）～令和4年5月31日（火）

4 提出書類

京都府産米・野菜利用計画及び情報発信計画書（様式1－1）及び申請書（様式2）

5 認定手順

<初年度>

計画書の受付：京都府産米・野菜利用計画及び情報発信計画書

計画期間（令和4年4月～令和5年3月）の提出により受付

実績報告書の審査：計画期間の前期実績（令和4年4月～令和4年9月）を審査し、認定要件を満たす施設に認定章を交付

[認定要件]

- ① 京都府産野菜等を四季毎に30日以上利用（品目毎の利用日数の合計が30日以上）
- ② 京都府産米を概ね50%以上利用（年間利用日数の合計）
- ③ 施設利用者に、京都府産の米・野菜等を使用した献立等を通じて、産地や食文化等の情報を発信（四季毎に1回以上）

<第2年度>

初年度後期実績の確認：初年度の計画期間の後期実績（令和4年10月～令和5年3月）を確認

※認定要件を満たさない施設は認定章の継続利用を認めない場合があります。

6 継続認定手順

認定後、3年ごとに、京都府産米・野菜の利用実績を審査し、認定要件を満たす施設に対して認定章の継続利用を承認

※詳しい手順は、認定時にお知らせします。

地元産農産物利用促進啓発事業（「たんとおあがり 京都府産」施設認定） 実施要領

第1 趣旨

地産地消への関心が高まる中、子どもから高齢者まで幅広い世代のより健康的で心豊かな食生活の実現を目指すため、新鮮で、安心・安全な京都府産農産物の利用促進と地域農業や食文化への理解促進を図るとともに、この取組を推進することにより、広く府民に対して京都府産農産物の利用啓発を図る。

第2 事業実施主体

京都府

第3 事業内容

京都府産農産物の利用及びその産地又は食文化に係る情報の発信について意欲的な取組を行った施設を「たんとおあがり 京都府産」施設として認定する。

第4 実施内容等

(1) 対象とする施設

認定の対象とする施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。ただし、京都府内にある施設とする。

ア 病院

イ 高齢者に係る福祉施設

ウ 高齢者に係る保健施設

エ 社員食堂を有する企業等

オ 大学、専門学校その他これらに準ずるもの構内に所在する食堂

カ 幼稚園、保育所その他これらに準ずるもの

(2) 施設の取組内容

認定を受けようとする施設は、別表に掲げる期間について、審査基準を満たす取組を行うものとする。

(3) 対象とする農産物

ア 京都府産の野菜等（野菜、果樹、豆類）

イ 京都府産の米（京都府産の米の使用割合が50%以上のブレンド米を含む。）

第5 認定の手続き

(1) 認定を受けようとする施設は、年度開始後2週間以内に、別表に掲げる期間について計画書（様式1-1）を作成し、京都府に提出（様式2）する。

(2) 京都府は、認定を受けようとする施設から提出のあった計画書について、その内容を確認し、適当と認めた場合は、受け付けた旨の通知をする。

(3) (2) の通知があった施設は、第4の(2)に基づき事業を実施するものとし、通知に定める報告期限までに、関係書類（様式4）を添えて、実績報告書を京都府に提出（様式1－2、3）する。

(4) 京都府は、別表に掲げる審査基準に基づき、(2)で通知した報告期限までに提出された実績報告書を審査し、適當と認めた場合は、当該施設に認定書及び認定章を交付する。

第6 認定章の貸与及び掲示

- (1) 交付した認定章の貸与期間は、認定章を受領した日から更新を受ける日までとする。
- (2) 認定章を貸与された施設は、善良な管理のもとに認定章を掲示し、施設イメージ向上や京都府内産農産物の利用推進についてPRする。
- (3) 認定章を継続して利用しようとする施設は、第7に基づき更新手続きを行わなければならない。
- (4) 次に該当する施設は、認定章を速やかに京都府に返納しなければならない。
 - ア 取組内容が審査基準を満たさなくなったことが明らかになった場合
 - イ その他、京都府が認定章の返納を必要と認めた場合

第7 更新の手続き

- (1) 更新は3年に一度行うこととし、更新を受けようとする施設は、認定または更新から3年度目の年度開始後2週間以内に、前年の4月1日から当年の3月末日までの1年間の実績を示す関係書類を添えて、実績報告書を京都府に提出（様式1－2、3）する。
- (2) 京都府は、別表に掲げる審査基準に基づき実績報告書を審査し、適當と認めた場合は、当該施設に認定章の継続利用を認める旨の通知をする。

第8 その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項については、京都府が別に定める。

附 則

- (1) この要領は、平成18年4月6日から施行する。
- (2) 平成18年度における実施に限り、次のように読み替えるものとする。
 - ア 第5の(1)の「年度開始後2週間以内に」は「平成18年5月末日まで」
 - イ 別表の期間の「4月1日から翌年の3月末日まで」は「6月1日から翌年の3月末日まで」

附 則（平成19年4月6日）

この要領は、平成19年4月6日から施行する。

附 則（平成23年9月26日）

この要領は、平成23年9月26日から施行する。

附 則（平成27年6月5日）

この要領は、平成27年6月5日から施行する。

附 則（平成30年3月5日）

この要領は、平成30年3月5日から施行する。

附 則（平成31年4月22日）

この要領は、平成31年4月22日から施行する。

附 則（令和2年3月23日）

この要領は、令和2年3月23日から施行する。

別表

期 間	計画書を提出した年の4月1日から翌年の3月末日までの1年間
審 査 基 準	<p>次の各号の全てを満たしていること</p> <p>1 施設の給食に、京都府産の野菜等を四季毎に「品目毎の利用日数の合計が30日以上」利用していること</p> <p>2 施設の給食に、京都府産の米を年間の米の利用日数の「概ね50%以上」利用していること</p> <p>3 施設の利用者に、京都府産の米・野菜等に関する産地又は京都の食文化に係る情報を、「四季毎に1回以上」発信していること</p>

（様式1-1）（ ）年度 京都府産米・野菜利用計画及び情報発信計畫書

(注意) 先絡者名名名當擔施運

(注意) ①米・野菜・情報発信の3項目の計画について記入してください。
②米の計画欄の「日／日」は、「京都府産米の利用予定日数／米の利用予定日数」です。
③ブレンド米の場合、京都府産米とは、京都府産の米の使用割合が50%以上の中のとします。
④野菜の計画欄には、利用予定の品目名と利用日数を記入してください。朝晩3食のうち1食のみの、1部の使用でも1日とカウントします。
⑤野菜を使用した献立等を通じて、施設利用者に産地や食文化等の情報を発信する予定の四季毎の回数を記入してください。(掲示ポスターやチラシ、ポップ、施設の広報誌等)

(様式2)

年 月 日

京都府知事 様

施 設 名
施 設 長 名

京都府産農産物利用推進施設の認定に係る京都府産米・野菜利用計画
及び情報発信計画書の提出について

別添のとおり計画書を作成しましたので、関係書類を添えて提出します。